

第3編 障害児福祉計画

第1章 成果目標

1 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

(1) 児童発達支援センターの設置

【国の基本指針】児童発達支援センター	
第1期計画	令和2年度末までに、各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。
第2期計画	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置する。

【本市における目標値】

既に児童発達支援センターを1箇所設置しており、今後も現在の体制を継続します。

	令和2年度 (現状値)	令和5年度 (第2期目標値)
児童発達支援センター	1箇所	1箇所

(2) 保育所等訪問支援体制の構築

【国の基本指針】保育所等訪問支援	
第1期計画	令和2年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
第2期計画	令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【本市における目標値】

国の目標に準じ、令和5年度末までに保育所等訪問支援を実施する事業所を1箇所整備することを目標とします。

	令和2年度 (現状値)	令和5年度 (第2期目標値)
保育所等訪問支援を実施する事業所	0箇所	1箇所

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】	
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	
第1期計画	令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保する。※圏域での確保も可
第2期計画	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保する。

【本市における目標値】

国の目標に準じ、令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所をそれぞれ1箇所整備することを目標とします。

	令和2年度 (現状値)	令和5年度 (第2期目標値)
児童発達支援事業所	0箇所	1箇所
放課後等デイサービス事業所	0箇所	1箇所

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国の基本指針】	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	
第1期計画	平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 ※圏域での確保も可
第2期計画	令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。※圏域での確保も可

【本市における目標値】

既に保育、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置しており、今後も現在の体制を継続します。

また、国の目標に準じ、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを1人配置することを令和5年度の目標値として定めます。

	令和2年度 (現状値)	令和5年度 (第2期目標値)
協議の場の設置	1箇所	1箇所
医療的ケア児に対する コーディネーターの配置	0人	1人

第2章 障害のある子どもに関するサービス

1 障害児通所支援サービス

(1) 児童発達支援

事業所等に通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

(2) 医療型児童発達支援

児童発達支援のサービスに加え、治療（理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援）を行います。

(3) 放課後等デイサービス

放課後や夏休みなどの長期休暇中に、事業所等に通い、生活能力向上のための訓練や社会との交流体験等を行います。

(4) 保育所等訪問支援

児童が通っている保育所等に、専門知識のある職員が訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害のある子どもで、障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障害のある子どもに発達支援が提供できるよう、障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

【サービスの実績】

サービス種別		平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		実績	見込量	実績対比	実績	見込量	実績対比	実績	見込量	実績対比
児童発達支援	実利用人数(人)	157	160	98.1%	183	160	114.4%	174	160	108.8%
	利用時間(時間)	595	650	91.5%	709	660	107.4%	841	660	127.4%
医療型児童 発達支援	実利用人数(人)	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
	利用時間(時間)	0	25	0.0%	0	25	0.0%	0	25	0.0%
放課後等 デイサービス	実利用人数(人)	185	190	97.4%	219	200	109.5%	258	210	122.9%
	利用時間(時間)	2,057	2,150	95.7%	2,600	2,260	115.0%	3,181	2,380	133.7%
保育所等 訪問支援	実利用人数(人)	0	4	0.0%	1	7	14.3%	0	10	0.0%
	利用時間(時間)	0	4	0.0%	1	7	14.3%	0	10	0.0%
居宅訪問型 児童発達支援	実利用人数(人)	0	2	0.0%	0	3	0.0%	1	4	25.0%
	利用時間(時間)	0	10	0.0%	0	15	0.0%	3	20	15.0%

(各年度 9 月分実績)

【見込量設定の考え方】

現在の障害児通所支援の利用者数を基礎として、新たな利用者や施設の増加を勘案して利用者数を見込みます。

サービス種別		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	実利用人数(人)	200	210	220
	利用時間(時間)	830	870	910
医療型児童 発達支援	実利用人数(人)	1	1	1
	利用時間(時間)	25	25	25
放課後等 デイサービス	実利用人数(人)	240	250	260
	利用時間(時間)	2,900	3,020	3,140
保育所等 訪問支援	実利用人数(人)	6	6	6
	利用時間(時間)	6	6	6
居宅訪問型 児童発達支援	実利用人数(人)	2	2	2
	利用時間(時間)	10	10	10

(月間)

【見込量確保のための方策】

- ・ 利用者の意向や障害の状況に応じて、適切に支援できるよう、各障害児通所支援の整備に努めます。
- ・ サービス提供事業者に対し、障害の特性や障害児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実を図ります。
- ・ 発達支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応できるよう、関係機関等との連携を図ります。

2 相談支援サービス

(1) 障害児相談支援

障害児通所支援サービスを適切に利用できるよう、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。障害のある子どもの抱える課題等を勘察し、障害児支援利用計画の作成及び見直しを行います。

【サービスの実績】

サービス種別		平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		実績	見込量	実績対比	実績	見込量	実績対比	実績	見込量	実績対比
障害児 相談支援	実利用人数 (人)	88	95	92.6%	96	100	96.0%	77	100	77.0%

(各年度 9 月分実績)

【見込量設定の考え方】

障害児相談支援のサービス利用状況（支給量）と、新たな利用者を勘察して利用者数を見込みます。

サービス種別		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害児 相談支援	実利用人数(人)	100	110	120

(月間)

【見込量確保のための方策】

- ・各事業所の相談支援専門員の増員を促し、サービスの円滑な提供ができるよう相談支援体制の充実・強化に努めます。
- ・障害のある子どものライフサイクルを見据えた、切れ目のない支援ができるよう、障害児相談支援の提供体制の確保に努めます。